

## 台東区区民サッカー大会競技及び罰則規定

### 第一章 競技規則

第1条 FIFA「Laws of the game」、台東区区民サッカー大会出場規約および本規定による。  
なお、試合時間は60分とし、インターバルは10分以内とする。

第2条 加盟チームは事故、負傷などに備え、チームまたは個人で傷害保険または同等の保険に加入しなければならない。

第3条 試合前後及び試合中に、該当試合のチーム関係者が事故・負傷等を生じた場合も、相手チーム、審判、本部、台東区サッカー連盟、グラウンド管理者のいずれもその責を負わない。

### 第二章 試合時の出場選手登録等

第4条 試合を行うチーム代表者は、試合開始30分前までに出場選手が記載されたエントリー用紙、試合球を本部に提出しなければならない。

第5条 エントリー用紙に記載されていない選手は、登録がされていたとしても出場することはできない。

第6条 エントリー用紙提出後の記載事項変更は、主審および本部の承認を得なければならない。

### 第三章 ユニフォームと背番号

第7条 ユニフォームのデザインについては、原則として日本サッカー協会「ユニフォーム規定」に従い着用しなければならない。デザインや色およびラインの異なるユニフォームで出場することはできない。

第8条 背番号はエントリー用紙に記入するものとするが、年間を通しての固定番号制は採用しない。

第9条 背番号に当て布をする場合は、充て布の四辺を必ず指が入らない程度のピッチで縫わなければならない。なお、試合中に布が剥がれた場合、主審は当該選手をフィールドから退場させ再度縫い付けるまで入場させないこと。

第10条 ゴールキーパーが不慮の事故や怪我にて負傷退場する場合に限り、退場したゴールキーパーのユニフォームにてゴールキーパーの選手交代を認める（但し予備のゴールキーパーユニフォームがない場合に限る）。またフィールド内にいる選手が交代する場合においても同様とする。

### 第四章 試合の不成立

第11条 本部は以下の場合、試合の不成立を宣言する。

(ア) エントリー用紙、試合球に不備がある場合

(イ) 審判員に不備がある場合

(ウ) 当該チームの選手数が試合開始時に7名未満の場合

(エ) 試合中、何らかの事情により選手数が7名未満になった場合

(オ) 主審が何らかの事情により試合の続行が不可能だと判断した場合

第12条 前条第11条により試合不成立となった場合、審判は審判報告書に試合不成立の理由を詳しく記入の上、本部に提出しなければならない。

第13条 試合不成立となった試合の取り扱いおよびチームの処分は運営委員会にて決定される。

第14条 本部は出場選手に不備がある場合、該当選手を出場させてはならない。

第15条 本部は必ず対戦する両チームより、試合開始30分前までにエントリー用紙および試合球

の提出を受けること。

第16条 本部は選手交代の際、交代選手の氏名、背番号、用具の確認をすること。

第17条 審判員は基本的に黒のレフェリーウェアを着用し、所有資格のワッペンを胸に貼らなければならない。

第18条 審判員は必ず試合前に審判証を本部に提出しなければならない。

第19条 審判員は試合前に本部より両チームのエントリー用紙を受け取り、出場選手の氏名、背番号、ユニフォームおよび用具の確認をしなければならない。不備のある場合は本部にその旨報告し、不備を正させるように指導させること。本部は速やかに審判の指示に従い不備を正させること。

第20条 主審は試合中、ラフプレー等の理由で試合の続行が不可能と判断した場合、試合の中止を宣言し、本部は試合不成立を宣言する。この場合、その原因となるチームもしくは選手がいる場合は、審判部および運営委員会で処分される。

第21条 主審は試合終了後、速やかに審判報告書を提出しなければならない。

## 第五章 グラウンド準備と後片付け

第22条 第一試合開始前のグラウンド準備は、第一試合本部担当チームおよび審判担当チームが協力して行うものとする。

第23条 最終試合終了後の後片付けは、最終試合本部担当チームおよび審判担当チームが協力して行うものとする。

第24条 台東区区民サッカー大会を行う場合には、ゴールにタオルを巻きつけて行わなければならない。(グラウンド管理者からの依頼による)

## 第六章 悪天候の試合の場合

第25条 成年部および運営部よりの指示がない場合は、原則として悪天候の場合でもグラウンドへ行き、試合前に所定の手続きを行うこと。

第26条 悪天候による中止の連絡は、成年部および運営部より第一試合のホームチーム代表に連絡をし、以下アウェーチーム代表、第二試合ホームチーム代表のように連絡を回すこと。なお、台東区サッカー連盟 SNS 登録者全員に中止のメールを一斉送信する。

第27条 試合の有無についての問い合わせは、チーム代表者から成年部または運営部それぞれの部長に行うこと以外を認めない。(但し、代表者の代理一名までは認める)

## 第七章 トラブルの対応

第28条 試合中および試合前後の反則行為、暴力行為などの処分は別途定めるガイドラインを基に審判部および運営委員会で決定をする。

第29条 運営上の問題(審判・本部に対する意見、要望、質問)についてはメールにて運営委員会に問い合わせること。電話や口頭による申し立ては認めない。

第30条 台東区サッカー連盟の運営(成年部、少年部、審判部)に非協力的および運営委員会の名誉を著しく傷つけた運営委員会メンバー、チーム、選手およびチーム関係者は、運営委員会にて処分される。